

ほなみ Digital

あけましておめでとうございます。

能登半島地震の地震と津波により、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

2024年1月 新潟合同法律事務所

弁護士 中村 周而

弁護士 小川 和男

弁護士 鈴木 麻理絵

弁護士 土屋 俊幸

弁護士 小淵 真史

弁護士 深谷 航

弁護士 金子 修

弁護士 二宮 淳悟

事務局一同

弁護士 近藤 明彦

弁護士 加賀谷 達郎

“デジタル版『ほなみ新聞』”の創刊にあたって

当事務所の事務所報『ほなみ新聞』は、1976年(昭和51年)創刊以来133号を数え皆さまに親しんでいただきました。

当事務所の魅力をより広くお伝えするため、このたび“デジタル版『ほなみ新聞』”として装いを新たに発行いたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

百年の老舗も初めはベンチャー企業

新潟合同事務所はいま満50才の途上

新潟合同法律事務所が発足したのは1973年(昭和48年)4月15日です。いま満50才の道を歩んでいます。発足当初は弁護士3人と事務局1人で、新潟県内で最初の共同経営型の弁護士事務所でした。

1973年、私はまだ16才(高校1年生)で、まさか弁護士の道を選びこの事務所で仕事をすることになるなんて、夢にも思っていませんでした。

“百年の老舗も初めはベンチャー企業”

最近、通勤バスの中で、“百年の老舗も初めはベン

チャー企業”という川柳を作りました。

“起業”という言葉がはやり、“ベンチャー”とか“スタートアップ”といった言葉で、若い人たちが新しい感覚で会社経営を始めたというニュースを頻繁に耳にします。その一方で、日本は百年を越える長寿の会社が世界一多いと言われてます。ちなみに一番歴史があるのは株式会社金剛組(大阪市)だそうで、会社のホームページによれば、初代は聖徳太子に招かれた百済の3人の工匠の一人だったそうです。

さすがに金剛組とは比較できませんが、当事務所も50年を迎え、弁護士業界の限界では老舗の部類に入ります。当事務所がベンチャーだった頃を振り返ってみます。

新潟合同法律事務所が“ベンチャー”だった頃

発足して3年たった1976年4月15日、当事務所の事務所報『ほなみ』が創刊されました。その一面で、代表格だった中村洋二郎弁護士は、「発足にあたって所員が一致して確認したことは、労働者・市民・農民の生活と権利の擁護に頑張りたい、安保条約の路線にしたがった憲法改悪や小選挙区制などに反対して、平和と民主主義のために奮闘する事務所になりたい、ということでした」と語っています。

また、発足後の3年を経ての改善点として、①まわりの方々から率直な意見や批判をいただける機会を作ること、②一つ一つの事件を親切丁寧にやっていくこと、③もっと政治的感覚を身につけて平和・民主主義の課題に取り組むこと、を挙げています。

金権政治の追及、解雇反対などの労働事件、学校災害・医療事故事件などの記事で埋めつくされた『ほなみ』創

刊号のページを開くと、ベンチャーとしての初々しく熱く真っ直ぐな思いが強く迫ってきます。

あすの新潟合同法律事務所へ

一定の老舗になった新潟合同法律事務所、現在は弁護士10人と事務局6人で頑張っています。50年前とは社会の状況も所員メンバーも大きく変わりましたが、ベンチャーの頃の熱い思いは引き継いでおります。



弁護士
金子修

「多様性」

先日5歳になったばかりの長女が、難しい顔をしながら「ママ、女の子同士って結婚できる?」と聞いてきたことがありました。私は、(う～ん、『法律婚』の意味だと今はまだできないけれど、『事実婚』という形ならいろいろな自治体で『パートナーシップ制度』ができたし…でも長女が大人になる頃には法律で同性婚が認められる可能性もないとは言えないような…)などと思索した結果、ひとまず長女には「ママはできると思うよ。」と回答しました。すると、長女は笑顔で「じゃあ、大人になったら○○ちゃんと結婚する!」と、仲良しの女の子との結婚宣言をしてくれました。

その数日後、今度は長女から「大人になったら外国に行くね!」と言われました。突然の海外移住発言にびっくりして理由を聞くと、「だって、日本では女の子同士って結婚できないでしょ。だから外国に行って結婚するんだ!お友達に教えてもらったの。」とのこと。

長女はまだ5歳ですからそのお友達も当然5歳なのですが、「同性同士で結婚できる国がある。」という情報を知っていることに驚きました。

私は昭和生まれ、平成育ちですから、「結婚は異性同士とするもの」という考えでいましたが、令和は、「異性同士でも同性同士でも結婚できる」という考え方が素直に受け入れられていく「多様性」の時代なのだ実感したところです。

その後、同性同士で結婚できる国はどこかを調べて、カンガルーやコアラに会えるオーストラリアをお勧めしたのですが、長女曰く「ん～、まだ子どもだからカンガルーはちょっとこわいんだよね。」とのことで、どの国で結婚するかは現在検討中のようです。



弁護士
鈴木麻理絵

40年振りの武道館ライブ体験

昨年はコロナが5類移行となり、ようやくコロナ禍前の日常が戻りつつあります。経済活動が活発化し、様々なイベントもコロナ禍前と同じように開催されるようになりました。そんな中、私も昨年秋、日本武道館で開催された海外アーティストのライブに行ってきました。武道館ライブは高校生のとき以来なので実に40年振りです(当時、洋楽ロックに夢中で海外アーティストの武道館公演には何度も行っていました)。

ライブ当日。九段下の駅を出て、田安門に向かう緩い上り坂で人の波を見ると、もう胸が踊り始める。上り坂を歩きながら見えてくるのは、歴史を感じる立派な石垣と田安門。田安門は江戸時代初めの1630年頃に造られて、さすが江戸城の門という風格。とはいえ門なので歩いて通過して終わり。ただ、ここで40年前と何か雰囲気が違うなと感じる。「チケットあるよ～。余り券買うよ～」というダフ屋の声がない。ライブ会場近くの路上で数多くの彷徨うダフ屋がいた40年前とは全く違う光景(チケット不正転売禁止法の施行による影響でしょうか、ほとんどいませんでした)。

そんなことを思いながら、田安門を通過して北の丸公園に入ると左手に日本武道館が見えてくる。歴史を感じる独特の雰囲気、都会の真ん中とは思えない静かな風格のある建物。

館内に入ると、武道館を埋め尽くすファンの数に圧倒される(チケットはsold out)。若者もいるが、私のようなオッサン率も結構高いことにホッとする。古い施設で座席も狭いが、階上席は結構な段差があるのでステージがよく見え、そのステージを囲むように客席があるのでアーティストとの距離がとて近く感じられる。この日は某衛生放送局の生中継がありステージ前のカメラ台数も多い。喧騒と熱気が増し、開演。否応なく一体感が生まれ、その雰囲気引き込まれる。コロナによって失われた人との物理的な繋がりや一体感、そして共有できる高揚感を取り戻しているよう。2時間はあっという間に過ぎ、終演を迎え、その余韻に浸るまもないまま人波に押されて九段下駅に向かう。

40年振りの武道館。東の間の非日常を存分に味わうことができました。今年も推しアーティストが来日して武道館公演をしてくれることを楽しみに待ちたいと思います。



弁護士
小川 和男

飛躍の年に

昨年は、私が関与している2つの事件で大きな出来事がありました。ひとつは、平成25年(2013)年2月11日の提訴で始まったノーモア・ミナマタ第2次新潟訴訟が、10年の闘いを経て昨年12月21日に結審したこと。原告数は第一陣提訴の22人から151人に増えましたが、原告の平均年齢は74歳を超え、30人の原告が亡くなりました。そのなかで原告の皆さんは「生きているうちに解決を」と繰り返し訴訟促進を訴えてきました。

昨年10月19日午前9時50分から始まった最終意見陳述では、2人の原告と6人の原告代理人がパワーポイントを使

いながら熱のこもった説得力のある意見陳述を展開。私と土屋弁護士も国の責任論について陳述をしました。また、大阪地裁で画期的な勝利判決を勝ち取った近畿訴訟の徳井弁護団長も応援弁論に駆けつけ、大阪地裁の勝利判決の意義を力強く訴えました。

近畿に続いて熊本、新潟と勝訴判決を連弾させれば、水俣病の被害者救済の流れは大きく変わります。負ける訳にはいきません。近畿訴訟の画期的な勝訴判決を受け継ぎ、新潟でも勝利することがとても大事だということを改めて実感しました。

被告国が意見陳述を行った後、島村裁判長が、判決言い渡し期日を本年4月18日に指定。その後、昨年12月21日の弁論期日で訴訟承継についての書類等の確認を行い、結審となりました。なんとか今年は水俣病の全被害者救済と全面解決に向けた飛躍の年にしたいものです。

もうひとの出来事は、昨年10月13日、文化庁が世界平和統一家庭連合(旧統一教会)について宗教法人法に基づく解散命令請求を東京地裁に行ったこと。私も所属している全国霊感商法対策弁護士連絡会(対策弁連)は、すでに平成21(2009)年8月に文化庁に対し、質問権の行使、業務停止命令、解散請求等の申し入れを行っていましたが、政府が動き出したのは、令和4(2022)年7月に発生した安倍元首相銃撃事件の後でした。

この事件を契機に、令和4年12月10日には「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」が成立しましたが、政治家と旧統一教会の関係や様々な問題が浮かび上がりました。解散命令によって旧統一教会が宗教法人格を失ったとしても、宗教団体としての実態が消失する訳ではありません。しかし、旧統一教会による被害救済や同じような被害の抑止にむけて大きな一歩になることは間違いありません。その意味でも今年を「飛躍」の年にしたいものです。



弁護士
中村 周而

税金の使い方にはほんの少し関心を持って

東風吹かば 匂ひおこせよ 梅の花

あるじなしとて 春な忘れそ

これは学問の神様の菅原道真の歌ですが、これを現代の世相に照らすと、

「選挙風の吹くときだけでなく、国民生活の実情を思い起しなさい議員達よ、主権者の国民を軽視した政治をしていても、平和憲法だけは忘れないで」

と、現代訳をしたくなるような昨今の政治状況です。

円安で輸入に頼っている原材料や食料品が値上がりし、物価高が生活を圧迫しています。

毎年のように年金額を引き下げ、高齢者の生活を圧迫しながら、高齢者の医療費負担を増やす政府の政策は枯れ木には水をやらないという高齢者いじめの悪政の再来です。

ところで、防衛費の突出した増額で、社会保障などに税金が使われなくなっています。防衛費は令和6年度予算案では1兆1,248億円を増額した7兆9,496億円と突出し、防衛力整備計画では令和5年から5か年で総額43.5兆円を使って先制攻撃ができるミサイルなどの配備を予定しています。

他方、次世代の主権者と国力を育てる「文教及び科学振興費予算」は5兆4,716億円でしかなく、義務教育費国庫負担金1兆5,627億円を引くと約4兆円でしかありません。約8兆円の防衛費予算と比べ、いかに教育や科学の振興を疎かにしているかがわかります。

学問の神様が嘆くような税金の使われ方は家計における教育費の増大をもたらしています。高い学費政策のもとで、国が利息をとって貸し付ける貸与型の奨学金制度によって多額の借金を負った若者に、夢とゆりのある生活を失わせています。

税金の使われ方に少しでも関心を持ち、このような現状を少しでも変えていくことが求められていると思います。



弁護士
土屋 俊幸

親子イベント

我が家では、妻が新聞やインターネット・SNSで、「親子の～」で始まるイベント・教室を見つけ、参加することがありました。

去年は、親子マラソン大会に2回参加しました。

1回目は、長男と私が、「ぶっつけ本番」のまま、1,500メートルを、「かけっこ」の勢いでスタートし、途中、親子ともふらつきながら、何とかゴールできました。

辛かったのか悔しかったのか、長男は、「もう、マラソンには出ない。」と言いました。しかし、「学校の授業でマラソンがあるよ。」(※実際にはなかった。)、 「終わったら、ドーナツを食べよう。」などと励まし、2回目の大会にも参加することになりました。今度は、長男を見て「僕も走る!」と言った次男もエントリーしました。

1回目の反省から、家族4人で「ゆっくり走る」練習を何度か行い、「ゆっくり走る」、「ダッシュは最後までにする。」というルールを決めて、最後まで楽しく走るための準備をしました。

大会本番。まずは、初参加の次男の番(幼児の部・800メートル)。長男を見ているのか、終始落ち着いて走り、無事にゴールしました。

続いて長男の番。先頭集団を追いかけることはせず、自分たちのペースで走り続け、ラストパートで何人か追い抜くことができました。1回目からタイム・順位もぐんと上がって、長男も満足した様子でした。

子どもたちには、親と一緒にイベントに参加することで、「何でも興味を持って楽しむ。」という気持ちになり、「最初は思うようにいなくても、また頑張ったらできた。」「自分自身の成長に喜ぶ。」経験をしてもらいたいです。

ですが、イベントだけではなく、普段の遊びや学習などの「日常生活」のときから、子どもと一緒に取り組むことが大事だと気づかされます。うまく導けないことも多いですが、それも糧にしながら、親子・家族間の結束を深めて、ともに成長したいと思います。



弁護士

加賀谷 達郎

紙の本の良さ

2023年は、「一平二太郎」と言われるうちの「二太郎」(司馬遼太郎、池波正太郎)の生誕100年の年でした。

そこで、去年は、この2人の作品を読むことを密かな目標としていたのですが、思うように読書の時間を取れなかったため、今年も引き続き、生誕101年となる「二太郎」の作品をできるだけ読むことを目標にしたいと思います。

実は、「二太郎」のうち、池波正太郎の作品(鬼平犯科帳、剣客商売、藤枝梅安シリーズ等)は学生のころからある程度読んでいました。それに比べると、司馬遼太郎の作品はこれまであまり読んでおらず、去年も「燃えよ剣」、「峠」、「梟の城」を読んだくらいで終わってしまいました。

お二人で文体などはかなり異なるのですが、その時代の出来事や登場人物が生き生きと描かれており、エンタメとしての魅力に溢れていて、それ故、映像化も多くされているものと思います。

ところで、本を読むきっかけは、①手にとって見て面白そうだった、②人から勧められた、③書評や広告に載っていた、④インターネットで調べてみるといったものがあるかと思います。

自分のことを振り返ると、親や親戚、友達といった身近な人たちの本棚に並んだ本を手にとったことが本や作家との出会いであったということが少なくなかったように思います(上記の①のうちの一方法)。

最近、紙の本ではなくスマホやタブレットで書籍を読むという人も少なくないと思いますが、書籍が個人のスマホやタブレットの中ということになると、他人の機器の中身を覗くことはほとんどないでしょうから、本棚の本のように手軽に手に取るというわけにはいきません。

要は、書籍のデジタル化がどんどん進むと、身近な人の本棚の影響を受け自分もその本を読んでみようという機会は確実に減る気がします。

スマホやタブレットは買い替えや故障があるのに対して、紙の本は捨てたりしない限り現物が残るので、読み継がれていくには適しているように思います。指でページをめくるという触覚の部分も紙の本ならではの楽しみと言えるでしょう。

10年前と10年後

先日、約10年ぶりにお会いしたお客様から「痩せましたね!」と言われ、そういえば、私は10年前には、今より30キロも多かったのだと思い出しました。

思い起こせば、2013年夏から1か月2キロペースのダイエットを始め、2014年末までにダイエット成功。しかしその後も、世に言う「リバウンドの恐怖」に怯える生活が続き、味覚が変わり、胃が小さくなり、食欲が人並みになるまで、約5年間を要しました。今では苦痛もなく、リバウンドに怯えることもない普通の生活を送ることができるようになっています。ダイエットの後には禁煙も成功、その後ウォーキングも取り入れ、人並み以上に健康な体で生活しています。

忙しい日々が続くと1年間などあつという間に感じ、何も変わっていないと思ってしまうのですが、10年前と比較すると、「健康」を頑張ったんだと実感します。

話は変わりますが、最近、チャットGPTなどの生成AIが話題になっています。この辺は現時点では全くの不得意分野ですが、どうやら弁護士も避けて通ることはできなさそうです。「土業」はAIで不要になるなどという極端な意見も見受けられます。

弁護士の仕事は、単に法律や判例の知識で成り立つものではなく、個々の事案の特性とクライアントの要望を適切

に書籍のデジタル化が、読書方法の選択肢を増やしているというのであればよいのですが、逆に、読書のきっかけや人から人へ本が読み継がれていく機会の喪失にならないかというのはやや心配な点であります。

いずれにせよ、今年はこの場で表明してしまいましたので「二太郎」に親しむ年にしたいと思います。



弁護士
小淵 真史

に捉え、人間的な条理、経験則、相手方との交渉、時には義理人情も駆使して事案に即した解決を図る仕事です。これらすべてをAIが取って代わることができるとは思えません。

しかし、AIとうまく共存することで、より正確でレベルの高い法的分析が可能になりうることは事実であり、AIの活用によって、より良質のリーガルサービスを提供することが出来る日が訪れる可能性があります。個人的には、ある判例や通説の論理を、AIの法的分析をうまく活用することで、崩すことできる時代が来るのではないかという期待もあります。そのようになれば、弁護士にとってAIは力強い相棒となります。

10年前には想像出来なかった健康的な「私」がいるように、10年後、AIを駆使して活躍する「私」がいるでしょうか。うーん、自信はないけれども、いるかもしれません。今からあきらめないで、やってみましょう。

今年も、健康で前向きに、皆様から与えられた一つ一つの仕事に取り組んでいきたいと思えます。



弁護士
近藤 明彦

新年のご挨拶

弊所のメンバーの「ほなみ」の記事のテーマは「趣味」や「育児」が多いように思いますが、残念ながら私には趣味も育児も人様に語れるものは持ち合わせておりませんのであらためてご挨拶を。今年もよろしく願いいたします。

今年で弁護士生活も13年目に入ります。この12年の間に様々な事件を担当させていただきました。労働事件では組合の方々と一丸となって闘い、家事事件での離婚や相続では法律問題だけでは解決できない場面には依頼者の方とともに悩み、刑事事件では裁判員裁判や無罪事件などの経験も積みました。ステイホームの影響かどうかは不明ですが、いつのまにか体格も1.2倍になり、以前のスーツが私の了解なく小さく縮み、久々にお会いする方にはことごとく「大きくなりましたね」と言われる日々を過ごしております。

さて、私の生まれと育ちは「九州」と言い続けてきたのですが、大学院、弁護士の生活も併せると人生の3分の1は新潟で生活しております。雪かきの勝手もわからず、凍った車のフロントガラスにポットで沸かしたお湯をかけていたところ隣人のおじさんに「あんちゃん、どこから来たんや」と言われたのも既に10年以上前のこと。最近では11月中にはスタッドレスタイヤに履き替え、雪の予報が出ればスコップと雪かき用のジャージと手袋を前日に準備するくらいには新潟県民になってきました。10年前には聞き取れなかった強めの新潟弁も聞き取れるどころか、気が付けば自分も強め

の新潟弁で話していることもあります。新潟の生活も長くなり、県外に出たときには「新潟に帰りたい」と思うこともしばしばです。いつもの直売所で買ういつものお米の味がいかにおいしいか。新潟県のお酒(日本酒)の値段がいかに高いか。新潟のありがたさを実感しつつ日々を過ごしています。

一昨年から設置した自宅の水槽には熱帯魚やウーパールーパー(ユキちゃん)がすくすくと成長し、次の世代も増えてきました。もはや全員が「家族の一員」です。ある日突然卵を抱いている魚をみると慌てて稚魚の成育環境を準備したり、水替えなどの水質管理を怠るとあからさまに機嫌が悪くなったりします。毎朝電気をつけて餌をあげるのですが、これをやらないといまや私の一日が始まらないという意味では「ルーティン」となっており、私の日々の自律神経を整えてくれる役目もあるのかなと思って癒されています。

今年体調に留意しながら、一つ一つの業務を丁寧かつ迅速に行い、弁護士としてさらなる研鑽を詰める一年にしたいと思います。



弁護士
二宮 淳悟

★当事務所に、新たな仲間が加わりました★

入所挨拶

はじめまして。この度、当事務所に入所しました、深谷航（ふかやわたる）と申します。新潟大学法学部卒業、大阪大学法科大学院修了、司法試験合格、新潟での1年間の司法修習を経て、当事務所での勤務となります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

私は、生まれは新潟市の旧黒埼町、出身は埼玉県草加市、高校卒業後に新潟大学に進学し、その際のご縁で当事務所に勤務となりました。

新潟には母方の実家があり、埼玉に移転した後も、正月には祖父母の家を訪れ、白山神社にお参りし、瓢湖（ひょうこ）で白鳥にエサをやり、亀田のイオンに行くというのが恒例であったように思います。大学時代は、新潟の企業や有志が主催する奨学金制度に助けられ、ここまで勉学を続けることができました。

新潟での暮らしも長くなり、幼い頃の思い出も相まって、いつしか、新潟は、私の帰るべき場所になっていました。

私が法律を学ぶことを志したきっかけは、高校時代に、家庭内の日常が覆るある出来事を経験したことにありました。その衝撃を受け止められない中で、家庭内は大混乱、2つ下の妹は疲弊し、先を見通すことのできない不安に押しつぶされていました。この社会の仕組み、すなわち、法律を知らなければ、主体的にこの現実に対して闘いを挑むことができないことを、そのとき痛感したのです。

これは私の信念です。日々の穏やかな暮らしや幸せは、それが続くことに感謝しなければならないという文脈では、当たり前ではないと言われるかもしれません。しかし、日々の穏やかな暮らしや幸せは、せめて、誰にとっても、当たり前を実現される社会であってほしいと思います。弁護士は日々の困難から人々を守るために存在しているのであり、私もそれを志して弁護士になりました。

そのための私の抱負です。相談に来られた方には、その悩みや苦しみに誠実に向き合い、最後まで共に頭を悩ませ、その解決に力を尽くしたいと思います。これまで培ってきた法律の知識や技能を総動員し、その混乱に見通しをもたらしたいと思います。この現実と闘う足掛かりとなれるよう、助力させていただきたいと思います。どのような些細なことでも、ご相談いただける者になりたいと思います。

最後になりますが、私も、当事務所の諸先輩方のこれまでの努力に学び、それを踏襲し、日々精進を重ね、当事務所の一翼を担えるよう研鑽を続けたいと思います。ご指導ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



弁護士
深谷航

新潟合同法律事務所

NIIGATA GOUDOU LAW OFFICE

〒950-0994

新潟県新潟市中央区上所1丁目1番24号 Nビル2F

TEL:025-245-0123/FAX:025-245-0155

営業日時/平日9:00~17:00